

判決年月日	平成20年6月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成19年(行ケ)第10369号		
<p>発明につき、人の精神活動が含まれている、人の精神活動に関連するものであるが、発明の本質が、人の精神活動を支援するための技術的手段を提供するものであり、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するとして、審決が取り消された事例</p>			

(関連条文) 特許法2条1項, 29条1項柱書

本件は、原告が、「双方向歯科治療ネットワーク」とする名称の発明につき特許出願したところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

主たる争点は、本願発明が、特許法29条1項柱書にいう「発明」に該当するかどうか、である。

判決は、「請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても、請求項に記載された内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、特許法2条1項に規定する『発明』に該当するとはいえない。他方、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に関連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、『発明』に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきものではないということが出来る。」とした上で、「請求項1に規定された『要求される歯科修復を判定する手段』及び『前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段』には、人の行為により実現される要素が含まれ、また、本願発明1を実施するためには、評価、判断等の精神活動も必要となるものと考えられるものの、明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明1は、精神活動それ自体に向けられたものとはいえず、全体としてみると、むしろ、『データベースを備えるネットワークサーバ』、『通信ネットワーク』、『歯科治療室に設置されたコンピュータ』及び『画像表示と処理ができる装置』とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる。」「したがって、本願発明1は、『自然法則を利用した技術的思想の創作』に当たらないということができ、本願発明1が特許法2条1項で定義される『発明』に該当しないとした審決の判断は是認することができない。」などとして、審決を取り消した。